

平成29年10月30日

放送受信料にかかる強制執行の申し立てについて

NHKは本日、島根県の1人を含む22都道府県の32人について、放送受信料の回収のため、強制執行の申立書とその所在地を管轄する地方裁判所に発送しました。

島根県での強制執行の申し立ては初めてです。

この方々は、放送受信料の支払いを命じる裁判所の手続きが確定しているにもかかわらず、依然としてお支払いをいただいております。9月22日までに強制執行の実施を予告したうえでお支払いをお願いしても、なお応じていただけなかったため、やむを得ず本日の申し立てに至りました。

今後は、裁判所の強制執行手続きにより、放送受信料の収納を図っていきます。

【申し立ての概要】

対象者 22都道府県32人

(北海道2、秋田県1、栃木県1、群馬県1、千葉県1、東京都3、新潟県1、富山県1、長野県2、岐阜県1、静岡県1、愛知県3、三重県1、大阪府2、兵庫県2、和歌山県1、島根県1、広島県1、高知県1、福岡県1、宮崎県3、鹿児島県1)

数字は人数

※ 予告は平成29年9月22日までに実施済み